

中小企業組合等支援施策情報

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について

～中小企業庁～

今年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付いたします。

■給付対象

- ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響(※)を受けていること
- ②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

■給付額

給付額=2020年又は2019年の対象期間の合計売上-2021年の対象月の売上×3ヶ月

商店街・飲食店街等の消費促進や飲食店の感染対策を支援します～秋田県～

秋田県では、商店街・飲食店街等の消費促進につながる取組や、新型コロナウイルス感染症予防のための環境整備を行う県内の飲食店を支援します。

(1)商店街・飲食店街等支援事業

■対象者

- ・商店街組織、飲食店街組織(任意団体を含む)
- ・飲食店で構成される組合 等

■補助金額

上限500万円(補助率10/10以内)

※複数団体が連携して申請することも可

■対象事業

商業者等が一体となって実施するクーポンの発行、プロモーション、イベントの実施等

中小法人等	上限60万円
個人事業者等	上限30万円
対象期間	1月～3月
対象月	対象期間から任意に選択した月
■申請受付期限	5月31日(月)まで

※外出自粛等の影響を受け、旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪していることが統計データにより確認できる県内の地域は次のとおりです。
北秋田・能代・山本、由利本荘・にかほ、大仙・仙北、湯沢・雄勝

なお、本会は一時支援金の事前確認を行う登録確認機関となっています。

■募集締め切り

令和3年12月15日(水)

※予算がなくなり次第受付を終了

(2)飲食店感染予防環境整備支援事業

■対象者

飲食店を営む小規模企業者(従業員数5人以下)

■補助金額

下限10万円～上限30万円(補助率2/3以内)

※複数店舗は上限60万円

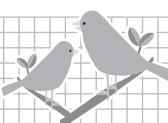
■対象事業

飛沫感染予防、接触感染予防及び換気による感染予防に係る設備導入、施設改修、備品購入 等

■募集締め切り

令和3年4月15日(木)午後5時必着

話題の広場



中央会事業より

年度末における事務手続きを確認～年度末事務セミナー～

会員組合の多くが3月に決算期を迎えることから、決算書類の作成、通常総会開催の準備など、これから事務手続きの繁忙期を迎えます。

そこで、決算から総会終了後までの一連の手続きについて理解を深め、事務処理を適正かつ円滑に進めてもらおうと、3月2日(火)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、「年度末事務セミナー」を開催しました。

第一部では「組合の税務会計のポイント及びコロナ禍における税制上の措置について」と題し、大坂税理士事務所の大坂良宏税理士からご講演いただきました。

講演では、協同組合等に関する税制のほか、持続化給付金や



[大坂税理士]

雇用調整助成金等の経理処理、今年10月から事業者登録が開始される消費税インボイス制度などについて事例を挙げながら詳しくご説明いただきました。

第二部では、本会職員より年度末事務手続きに関する一連の流れや留意事項について説明しました。



[セミナー受講の様子]

年度末における事務手続きについてご不明な点がございましたら、本会までお気軽にお問い合わせください。

【ポイント】

- ◎持続化給付金等の経理処理について(第一部より)……持続化給付金や雇用調整助成金等は、組合会計では事業外収益の部の「雑収入」として計上することとなる。助成金が支給された日に収益計上することが望ましい。
- ◎持続化給付金を受け取った場合の事業報告書への記載について(第二部より)……事業報告書への記載義務はないが、通常総会における組合員への正確な概況報告につながるため、記載しても構わない。